

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 島根県における地球温暖化対策

1. 島根県における地球温暖化対策

(1) 県内の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量

(1) 事業目的

本県では、2000年に策定した「島根県地球温暖化対策推進計画」（計画期間2000年～2010年度）に続いて、2011年3月に「島根県地球温暖化対策実行計画」を新たに策定し、県内の地球温暖化※1対策を推進しています。

この計画では、温室効果ガス※2排出量の削減目標（2020年度の排出量を1990年度と比べて23%以上削減）とエネルギー使用量の削減目標（2020年度の使用量を1990年度と比べて8%以上削減）を定めています。

このために、「温室効果ガス削減対策の見える化」による取組の支援や、「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全県で展開することなどにより、「低炭素社会の実現により持続可能な発展するしまね」を目指して取組を進めていきます。

(2) 取組状況

2017年度の県内の温室効果ガス排出量（速報値）は617万6千トンで、前年度と比べて1.0%の減少、基準年である1990年度と比べると9.9%増加しました。

なお、森林吸収量を含めると、1990年度に比べて21.2%減少しました。

また、2017年度の県内のエネルギー消費量は49,646TJ（テラジュール※3）で、前年度と比べて0.2%の増加、1990年度と比べると6.9%減少しました。

1990年度と比較した部門別の伸び率を見ると、民生業務部門と民生家庭部門において、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量ともに大幅な増加が見られます。この要因として、オフィスのOA化や、ライフスタイルの変化による家庭での電気の使用量が増加したことなどが考えられます。

表1 島根県の温室効果ガス排出量

（単位：千t-CO₂）

	1990年度 (基準年)	2016年度 (基準年比)	2017年度 (基準年比)	前年度からの 増減	2017年度 構成比率
二酸化炭素	4,954	5,852 (+18.1%)	5,785 (+16.8%)	-1.1%	93.7%
エネルギー起源	4,875	5,694 (+16.8%)	5,627 (+15.4%)	-1.2%	91.1%
産業部門	1,788	2,204 (+23.2%)	2,206 (+23.4%)	0.1%	35.7%
運輸部門	1,407	1,071 (-23.8%)	1,087 (-22.7%)	1.5%	17.6%
民生業務部門	731	1,085 (+48.3%)	1,002 (+37.0%)	-7.6%	16.2%
民生家庭部門	949	1,334 (+40.6%)	1,322 (+40.4%)	-0.2%	21.6%
廃棄物部門	79	158 (+100.8%)	158 (+101.6%)	0.4%	2.6%
その他の温室効果ガス	663	388 (-41.4%)	390 (-41.1%)	0.5%	6.3%
合計	5,617	6,240 (+11.1%)	6,176 (+9.9%)	-1.0%	100.0%
森林吸収量	-	-1,721 (-30.6%)	-1,751 (-31.2%)	1.8%	
森林吸収量を加えた 温室効果ガス排出量	5,617	4,519 (-19.5%)	4,425 (-21.2%)	-2.1%	

表2 島根県のエネルギー消費量

(単位：TJ)

	1990年度 (基準年)	2016年度 (基準年比)	2017年度 (基準年比)	前年度からの 増減	2017年度 構成比率
産業部門	18,227	17,337 (-4.9%)	17,683 (-3.0%)	+2.0%	35.6%
運輸部門	19,360	14,248 (-26.4%)	14,561 (-24.8%)	+2.2%	29.3%
民生業務部門	7,386	8,965 (+17.7%)	7,967 (+7.9%)	-8.4%	16.0%
民生家庭部門	8,351	9,255 (+10.8%)	9,435 (+13.0%)	+2.0%	19.0%
	53,323	49,534 (-7.1%)	49,646 (-6.9%)	+0.2%	100.0%

※1. 地球温暖化

地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象。人の活動に伴って発生する二酸化炭素などにより、大気中の温室効果ガス濃度が増加することが要因とされています。2020年10月に菅首相が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）を目指すことを宣言し、具体的な施策の検討も始まっています。

※2. 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

※3. TJ（テラジュール）

熱量を表す単位の一つであるJ（ジュール）の1兆倍であり、1 TJで約28万kwh（年間電気消費量の約63世帯分）に相当します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379